

「あなたのおでかけをサポートする移動サービス♪」

1. 移動サービスとは・・・

「移動サービス」は、「誰でも、いつでもどこへでも出かけることができる社会」の実現を目指して、リフトやスロープなどを装備した車椅子のまま乗り込める車など（福祉車両）を使って、電車・バス・タクシーなど公共交通機関をひとりで利用することが困難な高齢の方や障がいを持った方（移動困難者）の外出を支援する会員制のサービスです。

2. 移動サービスの特色

～ 住民同士の支え合いに基づく在宅福祉事業 ～

3つの会員種別

①「サービス利用者」（利用会員）

※利用者の目安は介護保険証の要介護認定者および各種障害手帳取得者

②「ボランティアで運転する運転者」（協力会員）

③「活動趣旨に賛同し寄付援助する個人・法人」（後援会員）

「移動サービス」では、住民相互の支え合いに基づくサービスを展開するため、「利用者」も「運転者」も「後援者」も同じ「会員」となっています。

3. 移動サービスの使用する車両

佐倉市社会福祉協議会が所有する福祉車両を活用し運行しています。

車椅子対応



ミニキャブ

車椅子対応



フリード

助手席が回転シート



ラクティス

4. 移動サービス利用までの流れ

(1) 利用会員となるまで

- ① サービス利用申請の相談（電話・事務所来所など）
↓ （訪問調査に伺う日時や簡単な利用目的・身体状況の確認）
- ② 訪問調査の実施（2名で訪問します）
↓ （身体状況やこれまでの移動方法、利用目的などを確認）
- ③ 訪問調査の内容に基づき、ケース会議の開催
↓ （移動困難性や介助の程度など利用会員として登録可能か検討）
- ④ 検討会議での結果の連絡
↓ （ケース会議での審査結果を利用申請者に連絡）
- ⑤ 利用会員登録関係書類の送付・書類の返送
↓ （利用会員登録申請書と身体状況のわかる書類の提出）
- ⑥ 利用会員として登録

(2) 利用会員登録後のサービスの利用方法について

- ① 原則として、外出する1ヶ月前から利用日の3日前までが、受付期間となりますので、期間内に利用の申込みをします。
（利用日時、お迎え時刻、目的場所など、行程を連絡いただきます）
- ② 当日運転する運転手（サポーター）が決まると、事務所より連絡があります。
- ③ 運行利用日の3日前にも意向確認（3日前連絡）を事務所より連絡があります。
- ④ 当日は、運転手（サポーター）の運転・介助により外出します。

※ サービスの利用は、1週間に2回まで。

5. 運行範囲と利用時間について

発着地いずれかが佐倉市で、原則として佐倉市内及び隣接する市町村の範囲で年末・年始を除く午前8時30分から午後5時まで

詳しい事業のお問い合わせ

佐倉市社会福祉協議会 移動サービス

電話 043 (484) 4319 (直通) FAX 043 (486) 2518

そのほか、運行料金などお問い合わせがあれば、お気軽にご相談ください。